

協定項目番号	19	使用料、手数料等の取扱い(保険事業を除く)
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 小・中学校の給食方式及び給食費 現行を引き継ぎ、合併後、給食単価及びメニューの統一や食材の購入方法などを検討。</p> <p>(2) コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設の運営形態及び使用料 設置経緯や各市町の実情が異なり、当面現行の管理運営を引き継ぐ。 また、同一形態の使用料は統合を検討。</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 河川占用料及び採取料</p> <p>(2) 下水道の受益者負担金 「負担金条例」・「分担金条例」を制定し、現在の負担区ごとの単価を引き継ぐ。 また、納付方法は年4回(納期は7月・9月・11月・1月)、5年間とするが、従前の納付方法が適用されるものは終了まで適用。</p> <p>(3) し尿処理の収集手数料 リッター当たり5円(税込み)で統合。</p> <p>(4) スポーツ施設の使用料 料金体系や減免基準の統合にあたり合併後5年程度の猶予を設けるが、速やかな検討に努める。</p> <p>(5) 住民窓口の証明・交付手数料 戸籍関係の手数料は現行を引き継ぎ、住民票、印鑑登録などの手数料は再編。</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 税証明手数料 白糠町の金額とする住宅家屋証明以外の手数料は釧路市に統合。</p> <p>(2) 道路占用料</p> <p>(3) 市町営住宅の入居資格及び使用料 使用料(家賃)規定は値上げとなる場合、合併に伴う算定基準の統合で使用者の急激な負担増を避けるため合併後4年程度の据え置きを行う。</p> <p>(4) 下水道使用料 合併後5年程度で段階的に釧路市の使用料体系に統合するが、阿寒湖温泉地区で水道用途が営業用の利用者については、地域の特殊性や使用料の極端な増加に十分配慮し別途段階的に補正。 また、新市の使用料体系に阿寒町の温泉水単価を含める。</p> <p>(5) 水道料金 合併時に釧路市の料金体系に統一することを基本とするが、阿寒町の営業用料金体系の</p>		

特殊性、給水原価等に十分配慮し別途段階的に補正。

また、新市の料金体系は財政状況並びに施設の更新・改修の必要性を判断した上で浄水・送配水の効率的配置決定と事業実施計画を策定し、中長期的な財政収支計画に沿って決定。

なお、業務用給水装置の新設・改造に伴う負担金も釧路市の制度に統合。

(6) ごみ処理手数料

平成 17 年 4 月 1 日施行の釧路市の手数料で統合。

(7) 斎場・火葬場の使用料

4 新市において廃止するもの

(1) 白糠町の責任技術者の指定登録手数料、排水設備検査手数料

5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 町立幼稚園の入園料・保育料

新幼稚園振興計画を策定し、合併後 2 年程度で入園料及び保育料の統合や幼保一元化等の方向性を新市で検討。

(2) 保育料

当分の間は現行を引き継ぐが、認可、無認可の形態やサービスの相違点を調整し、方向性を新市で検討。